

- 4 政府が基金及び銀行に出資する本邦通貨の1部を国債をもつて出資することができるものとする。
- 5 上記国債は譲渡禁止、無利子とし交付価格は額面百円につき百円とする。
- 6 政府が基金又は銀行から上記国債について償還の請求を受けたときは直ちにその償還を行うものとする。
- 7 政府が上記の償還を行うことができないときは、日本銀行に対してその国債を基金又は銀行から買い取ることを命ずることができるものとする。
- 8 基金との取引は外匯為替管理委員会が大蔵大臣の指
同意を得
示に従つて外匯為替資金特別会計において行うものとする。
- 9 基金協定及び銀行協定に規定する寄託所として日本銀行を指定するものとする。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟
に伴う法律案要綱

27, 4, 16

第一 目的

国際通貨基金（以下基金という。）及び国際復興開発銀行（以下銀行という。）への加盟を実現し、並びに国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定の円滑なる履行を確保することを目的とする。

第二 要綱

- 1 政府は基金及び銀行に対して、それぞれ、現在の基準外匯為替相場で換算して900億円に相当する弗の範囲内において出資することができるものとする。
- 2 政府は基金に対しては金及び本邦通貨で、銀行に対しては、金又は弗その他の通貨及び本邦通貨で出資することができるものとする。
- 3 政府は出資の1部に充てるため必要な量を限り日本銀行の所有する金地金を同行より日本銀行法第32条第5項の規定による価格で買上げることができるものとし、且つ、金管理法に定める価格との差額については別に法律で処理するものとする。